

## 湘南医療大学学生規程

(平成27年4月1日)

最新改正(令和3年4月1日)

### (趣旨)

第1条 この規程は、湘南医療大学(以下「本学」という。)の学生が学生生活上守るべき事項について定めるものとする。

### (誓約書等)

第2条 本学の学生となった者は、本学の学生であることを自覚し、学則や学内規則を遵守しなければならない。

- 2 本学の学生になろうとする者は、誓約書(様式第1号)及び保証書(様式第2号)を定められた期日までに提出しなければならない。
- 3 第一保証人(保護者)、第二保証人は、保証する学生の身上及び学生納付金の納入について、その責に任ずる者とする。
- 4 学生は、保証人を変更したとき又は保証人が住所等を変更したときは、直ちに保証人等変更届(様式第3号)を提出しなければならない。

### (戸籍・住所等届)

第3条 学生は、住所等(変更)届(様式第4号)に必要事項を記入して、入学後速やかに提出しなければならない。

- 2 前項の提出後、記載事項に変更があったときは速やかに届け出なければならない。なお、氏又は名を改めたときは、住民票記載事項証明書を添えて提出すること。

### (学生証)

第4条 学生は、入学の際、学生証(様式第5号)の交付を受けるものとする。

- 2 学生は、常に学生証を携帯し、本学の教職員から求められたときは、直ちにこれを提示しなければならない。
- 3 学生は、学生証を紛失し、若しくは汚損したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、学生証再交付(書換)願(様式第6号)を提出し、再交付又は書換を受けなければならない。
- 4 学生証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 学生は、卒業、退学又は除籍等により学籍を失ったとき及び有効期限が到来したときは、直ちに学生証を返却しなければならない。
- 6 学生証の有効期間は在学期間とする。

### (更衣ロッカーの使用)

第5条 学生は、在学中、指定の更衣ロッカーを使用するものとする。

- 2 前項の更衣ロッカーは、学生が各自の責任のもとに使用するものとし、鍵及び保管物品の管理には充分留意するものとする。
- 3 学生は、卒業、退学又は除籍等により学籍を失ったときは、直ちにロッカー内の物品を撤去し、鍵を返却しなければならない。

(健康診断)

第6条 学生は、毎学年定期又は臨時に行う本学の健康診断を受けなければならない。

- 2 学生は、前項の健康診断の結果に基づいて本学が行う保健指導上の指示に従わなければならない。

(証明書等の発行)

第7条 学生は、次表左欄に掲げる証明書等の交付を希望するときは、それぞれ右欄に掲げる書類を提出しなければならない。

証 明 書 等	提 出 書 類
在学証明書	証明書交付願 (様式第7号)
成績証明書	
卒業(見込)証明書	
単位修得証明書	
その他の証明書等	
通学証明書	通学証明書交付願 (様式第8号)
学生旅客運賃割引証	学生旅客運賃割引証(学割証) 交付願 (様式第9号)

(休学等)

第8条 学生は、学則の規定に基づき休学、復学、転学、転学科又は留学しようとする場合は、学籍等異動願(様式第10号)を提出しなければならない。

(クラブ・サークル等)

第9条 学生が、学内においてクラブ・サークル等(以下「学生団体」という。)を設立しようとするときは、学生団体設立(変更)願(様式第11号)に規約を添えて提出し、学長の許可を受けなければならない。また、学生団体が規約又は学生団体設立(変更)願の記載事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 前項の学生団体の設立に当たっては、本学の専任の教授、准教授、講師又は助教のうちから顧問を定めなければならない。
- 3 学生団体は、毎年5月末日までに、前年度の活動状況等を記載した学生団体活動報告書(様式第12号)を提出しなければならない。
- 4 学生団体が解散したときは、すみやかに学生団体解散届(様式第13号)を提出しなければならない。
- 5 第1項の規定により、学生は、学長の許可を申請するにあたって、次の各号に該当する場合は申請してはならない。
  - (1) 本学の名誉を傷つけるもの
  - (2) 特定の個人、団体等を誹謗し、又はその名誉を傷つけるもの

(3) 特定の団体（政治・宗教団体を含む）を支持し、非合法的行為（暴力を含む）を行使しようとするもの

(4) その他、学生団体として不適當であると認められるもの

(学外団体への加盟)

第10条 学生団体が学外の団体に加盟又は脱退したときは、学外団体加盟（脱退）届（様式第14号）を提出しなければならない。

(活動の制限等)

第11条 学生団体が次の各号に掲げる事項に該当するときは、学長は、当該学生団体の活動を停止するとともに設立の許可を取り消すことができる。

(1) その行為が本学の定めた規程に違反し、又は学内の秩序を乱し、若しくは教育研究に支障をきたす恐れがあると認められるとき

(2) 学生団体に事故が発生するなど、その運営が適正に行われなかったとき

(3) 学生団体の活動を行う学生が不祥事に関係し、かつ、それが当該学生団体と密接な関連のあったとき

(4) 学生団体の活動が長期にわたって行われなかったとき、又は学生団体活動報告書の提出がなされなかったとき

(学生等の施設利用)

第12条 学生及び学生団体（以下「学生等」という。）が学内施設を占有して使用しようとする場合は、当該使用の責任者は、原則として3日前までに施設使用願（様式第15号）を提出し、許可を受けなければならない。

2 前項による使用その他学内施設使用上の遵守事項等については、別に定める。

(学外での活動)

第13条 学生等は、本学の名若しくはそれを意味する名義をもって、学外において活動するときは、原則としてその7日前までに学外活動届（様式第16号）を提出しなければならない。

(学内掲示等)

第14条 学生等による学内での掲示物の掲示、立看板の掲出及びちらし、ビラ等の文書配布については、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 掲示物は、所定の掲示板に掲示すること。

(2) 立看板の掲出は認めない。掲示物や、ちらし、ビラ等の文書配布については、学内掲示願（様式第17号）を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(3) 掲示物の掲示期間は3週間以内とし、この期間を経過した掲示物は、掲示責任者において撤去すること。

(4) 学内で配布したらし、ビラ等で放置されたものは、配布責任者において回収し、その散乱防止に努めること。

2 前項において、学生等は、学長の許可を申請するにあたって、次の各号に該当する場合は申請をしてはならない。

- (1) 特定の個人、団体等を誹謗し、又はその名誉を傷つけるもの
- (2) 虚偽の事項を掲載したもの
- (3) 特定の宗教活動や政治活動等を勧誘するもの
- (4) その他掲示等することが不相当であると認められるもの

(寄付募集等)

第15条 学生等が、大学の名又はそれを意味する名義をもって、学内外における寄付募集、物品販売その他これらに類する行為をしようとするときは、公の機関が行う活動に協力するものに限ることとし、あらかじめ寄付募集等実施願（様式第18号）を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の寄付募集等を行った場合は、その実施結果について寄付募集等結果報告書（様式第19号）を学長に提出するものとする。

(事故等の報告)

第16条 学生又は保証人は、学生が交通事故その他の事故又は事件の当事者になった場合は、すみやかに事故等報告書（様式第20号）を提出しなければならない。

(自動車等による通学の禁止)

第17条 学生の自動車、オートバイ及び原動機付き自転車等による通学は禁止する。ただし、学長が特に認めた場合は、この限りでない。

(科目等履修生等への準用)

第18条 この規程は、科目等履修生及び聴講生について準用する。ただし、第5条、第6条、第9条、第10条及び第11条の規定は、科目等履修生及び聴講生には、準用しない。

(補 則)

第19条 この規程に定めるもののほか、学生が学生生活上守るべき事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。